

“相続税相談日のご案内”

当納税協会では、相続税に関する相談を下記のとおり、実施することと致しました。

平成 27 年 1 月に施行された改正相続税法における課税ベースの拡大に伴い、近畿税理士会城東支部所属税理士が相続税の申告相談に応じますので、ご利用ください。

記

1 相談日時

10 月 17 日 (月)

(午前 10 時～12 時 午後 1 時～4 時)

2 相談対象者

城東区・鶴見区内の事業者 (従業員の方を含みます)

*** 電話による予約・先着順で締切となりますので、ご了承ください。**

3 会 場

城東納税協会 2 階会議室

4 相談料

会員 無料

公益社団法人城東納税協会

大阪市城東区中央 2 丁目 1 3 - 1 3

TEL 06-6931-1444

* 駐車場はありませんので、公共の交通機関をご利用ください。